

鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画（令和元年8月26日変更） の主な変更内容

（1）県民への情報提供に当たっての改善

- ・ 県民にわかりやすい名称とする観点から、「帰国者・接触者相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更した。
- ・ 発信する情報は、県民目線に立って、平易な言葉で端的にわかりやすく表現
- ・ 提供する情報は、個人情報の保護と公益性を十分考慮し、報道にはプライバシーの配慮を要請することとした。
- ・ 高齢者、障がい者等に配慮した情報提供を行うこととした。
- ・ 感染拡大防止の観点から、直接医療機関を受診せず、事前に発熱相談センターに電話で相談することとし、その周知を図ることを明確化した。
- ・ 情報提供手段に、あんしんトリピーメール（県民向け登録制メールシステム）、ソーシャルネットワークを追加した。

（2）外国人の増加に伴う対応方策の改善

- ・ 広報等の多言語化、発熱相談センターでの外国語対応強化、医療機関での通訳サービスの推進を図ることとした。
- ・ クルーズ客船に対しては、発熱・呼吸器症状等を有する者の把握に努め、関係機関と連携して対応を行うこととした。

（3）まん延防止のための対策の追加

- ・ 事業所に対して、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得について、配慮を要請することとした。

（4）鳥取市保健所の設置に伴う改正

- ・ 県と鳥取市の対策本部を合同開催すること、保健所連絡調整会議を開催することなど、県と鳥取市が連携した対応等を行うこととした。
- ・ 平時からの連携を強化するため、県と鳥取市の合同訓練を実施することとした。

（5）国の計画等の見直しによる改正

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について、国の見直しに合わせて変更した。

（6）その他所要の改正

- ・ 県の組織改正に伴う組織名の変更、指定地方公共機関及び協力医療機関の追加指定に伴う追記、指定地方公共機関の名称変更に伴う変更等を行った。